

# 行政経営会議 事案書

開催日：令和5年10月3日（火）

担当課：環境施設農政部 下水道経営課

件名：下水道使用料改定について

提出理由：下水道使用料改定を下水道運営審議会に諮問するにあたり、その内容について了承を得るため

内容：

## 1. 背景

- ・下水道事業は、地方公営企業法第17条の2において特別会計を設け独立採算の経営を行うこととしており、適正な経費負担区分が求められている。
- ・適正な経費負担区分として、雨水公費・汚水私費の原則のもと、汚水処理費（汚水の維持管理費と資本費）については、下水道使用料で全額を賄うこととされている。
- ・しかし、包括的民間委託の導入や効率的な運転管理による節電及び、改築更新に合わせ機器類の省エネ化を進めるなど、維持管理費の削減に努めてきたものの、依然として、一部を一般会計負担金で補填しているのが実情である。（令和4年度：経費回収率 87.46%）
- ・また、本市の人口は今後も増加傾向が続く見込みであるが、一世帯あたりの人数の減少や、節水型製品の普及等により、下水道使用料の増加は見込めない状況にある。
- ・そこで、市民生活に不可欠な下水道事業を安定的に供給し続けるため、経費回収率100%を目指した下水道使用料の改定を行い、一般会計からの負担金に依存しない経営基盤を築く必要がある。
- ・なお、下水道施設の建設改良において、必要不可欠な財源である国の社会資本整備総合交付金においても、「経費回収率の向上に向けた取り組みを令和6年度末までに国土交通省へ示すこと」が交付要件とされている。

## 2. 改定内容等

### (1) 改定使用料算出の考え方

次の2点の見込額を基に、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年度における汚水処理費の全額を賄う下水道使用料とする。

- ① 汚水処理費については、令和4年度実績額をベースに物価上昇率2%などを反映し、各年度の見込額を算出する。
- ② 下水道使用料については、今後の人口推計（引き続き増加）と近年の傾向（一世帯あたりの使用水量減少）から有収水量を推計し、各年度の見込額を算出する。

### (2) 改定使用料単価

- ① 単価の平均改定率 23.34%
- ② 改定使用料単価（円/㎡・税抜き）

区分	現行	改定案
一般汚水		
基本料金（8㎡以下）	675	833
8㎡を超え15㎡までの分	112	138
15㎡を超え25㎡までの分	125	154
25㎡を超え50㎡までの分	139	171
50㎡を超え100㎡までの分	159	196
100㎡を超え200㎡までの分	188	232
200㎡を超え300㎡までの分	201	248
300㎡を超え500㎡までの分	215	265
500㎡を超え1000㎡までの分	249	307
1000㎡を超える分	264	326
浴場汚水 1㎡につき	14	17
水泳場汚水 1㎡につき	106	131

- ③ 月に20㎡使用した時の使用料（税込）  
 現行 2,292円  
 改定後 2,825円 533円増

### (3) 今後の下水道使用料改定の考え方

令和7年度改定後は、3年ごとの改定の検討を行う。

## 経過

- H 9. 4. 1 改正（単価の平均改定率 4.67%）
- H12. 4. 1 改正（ ” 3.73%）
- H16. 4. 1 改正（ ” 1.83%）
- H25. 4. 1 改正（ ” 16.50%）
- H30. 4. 1 改正（ ” 12.74%）

## 今後の予定

- R5. 10 下水道運営審議会に諮問
- R6. 4 下水道運営審議会から答申
- R6. 9 下水道条例改正等について議案提出
- R7. 4 条例施行

## 【会議後の訂正】

- ・下線部分の根拠法を訂正（令和5年12月26日）